

キャラクターデザインの使用に係る条件

- 1 関係法令の遵守に努めること。
- 2 第三者がキャラクターに係る権利等を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに尾鷲市社会福祉協議会に連絡すること。
- 3 キャラクターを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、尾鷲市社会福祉協議会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- 4 キャラクターの使用に際して、故意または過失により尾鷲市社会福祉協議会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 5 本件キャラクターの使用承認を受けた事項を変更する場合は、事前に尾鷲市社会福祉協議会と協議すること。
- 6 本件キャラクターを使用する必要がなくなった場合は、尾鷲市社会福祉協議会に報告すること。
- 7 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無については、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 8 その他、本件キャラクターの使用に関する要綱に違反する行為を行わないこと。